

# 古賀市経営支援雇用奨励金

## 募集要領

令和4年7月1日

### 1. 概要

物価・原油価格の高騰により事業経営に影響を受けている市内中小事業者において、古賀市無料職業紹介所（以下「市紹介所」という。）を介して新たに市民を雇用する場合に、事業の経営を支援し、及び市内産業の活性化を図るため、古賀市経営支援雇用奨励金を交付します。

### 2. 補助対象者

交付の対象となる事業者は、中小事業者(注1)で以下の(1)から(5)の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 市内で事業所又は事務所を有し、事業を営んでいること
- (2) 労働者災害補償保険の適用を受ける事業を行い、その届出を行っていること
- (3) 市税に滞納がないこと
- (4) 市紹介所又はハローワークに求人を出しており、市紹介所を介して交付対象者（注2）を雇用していること
- (5) 関係法令を遵守していること

#### 〈補助対象外となる事業者〉

次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5号に規定する性風俗特殊営業を行うもの
- ・インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- ・政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体
- ・宗教法人法第2条に規定する宗教団体
- ・国、独立行政法人、地方公共団体及び総務省設置法第4条第8号に規定する法人
- ・社会福祉法人古賀市社会福祉協議会
- ・公益社団法人古賀市シルバー人材センター
- ・福岡県商工会連合会及び古賀市商工会
- ・古賀市観光協会
- ・市長が適当でないと認めるもの

(注1) **中小事業者**とは、下表の「資本金の額または出資額」と「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たす事業者（個人事業者を含む）をいいます。

業種	資本金の額または出資額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5000万円以下	100人以下
④小売業	5000万円以下	50人以下

※資本金を有しない法人形態（一般社団法人、社会福祉法人、医療法人等）の場合は、常時使用する従業員の数で判断します。

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とするもの」をさします。市内事業所の従業員数ではなく、法人全体の従業員数で判断します。

※医業を主たる事業とする事業者は「①その他の業種」、特別養護老人ホーム、老人グループホーム等の福祉業は「③サービス業」として判断します。

(注2) **交付対象者**とは、次のいずれにも該当するものとなります。

- ・雇用契約の締結日又は奨励金の申請日に古賀市に住民登録がある者
- ・補助対象事業者の三親等以内の親族でない者
- ・補助対象事業者に、過去1年以内に雇用されていない者

※技能実習生は交付対象者には該当しません。

### 3. 補助対象事業

補助対象者が市紹介所を介して行う交付対象者の正規雇用又は非正規雇用（令和4年4月1日から令和5年1月31日までの間に当該正規雇用又は非正規雇用の契約を締結するものに限る。）となります。

### 4. 奨励金額等

雇用形態	要件（以下の全てを満たすこと）	奨励金
正規雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用期間の定めがなく、事業者が直接雇用すること</li> <li>・1週間の所定労働時間が30時間以上</li> <li>・雇用保険の被保険者</li> <li>・健康保険の被保険者又は私立学校教職員共済の加入者</li> </ul>	1人につき20万円
非正規雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用期間が3か月以上であり、事業者が直接雇用すること（正規雇用を除く）</li> <li>・1週間の所定労働時間が15時間以上</li> </ul>	1人につき5万円

## 5. 申請に必要な書類

	書類	備考
①	申請書兼実績報告書（兼請求書） （様式第1号）	（法人）法人の代表者印を押印してください。 （個人）代表者印を押印してください。店舗名のみ の印鑑やスタンプ印は不可です。
②	誓約書	申請書と同じ印鑑を押印してください。
③	交付対象者を雇用したことを証 明する書類の写し	雇用契約書、労働条件通知書など勤務条件がわか るもの。
④	労働者災害補償保険の適用事業 所であることを証明する書類	労働保険の申告書等
⑤	雇用保険の加入を確認できる書 類の写し	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等 ※雇用保険の要件に該当しない労働条件の場合は 不要
⑥	市税に滞納のない証明書	古賀市収納管理課にて取得してください。
⑦	中小事業者であることを確認で きる書類	（法人）現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明 書の写し （個人）事業を営んでいることを証する書類（原 則、確定申告書） ※登記地・申告書と市内事業所の住所が異なる場 合は市内で事業を営んでいることがわかる書類を 別途提出してください。
⑧	本人確認書類 ※個人事業者のみ	運転免許証、健康保険証等の写し
⑨	交付対象者の出勤状況及び賃金 の支払い状況を確認できる書類	直近1か月の出勤状況及び賃金の支払い状況がわ かるもの。（出勤簿、賃金台帳等）
⑩	振込先口座がわかるもの	表紙＋口座名義人が記載されている通帳の見開き のページ

①～⑩の書類の他、場合によっては書類の追加提出をお願いすることがあります。

また、提出書類は返却いたしません。

## 6. 申請受付期間

令和5年1月4日（水）から令和5年3月6日（月）まで（17時必着）

※雇用開始から1か月経過した後に申請可となります。

## 7. 申請及びお問合せ窓口

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

古賀市役所 商工政策課 宛

担当：商工政策課 事業者支援係 電話：092-942-1176